



許可番号 08860 001487

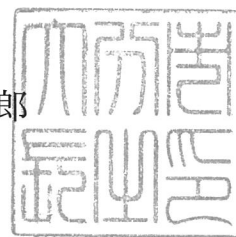
## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大分県大分市豊海五丁目4番6号  
氏 名 井上化学工業株式会社  
代表取締役 清水 貴之



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

大分市長 佐藤 樹一郎



許可の年月日 平成27年 8月19日

許可の有効年月日 令和 4年 8月18日

### 1. 事業の範囲（積替え保管行為を含む。）

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類  
裏面に記載

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限り。）

裏面に記載

### 3. 許可の条件

なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

|    |     |     |     |                    |
|----|-----|-----|-----|--------------------|
| 平成 | 5年  | 8月  | 19日 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可   |
| 平成 | 8年  | 10月 | 8日  | 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可 |
| 平成 | 10年 | 8月  | 19日 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可 |
| 平成 | 13年 | 4月  | 2日  | 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届  |
| 平成 | 14年 | 10月 | 3日  | 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届  |
| 平成 | 15年 | 8月  | 19日 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可 |
| 平成 | 17年 | 4月  | 11日 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届  |
| 平成 | 18年 | 12月 | 15日 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可 |
| 平成 | 20年 | 8月  | 19日 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可 |
| 平成 | 23年 | 11月 | 21日 | 優良産廃処理業者認定         |
| 平成 | 25年 | 6月  | 1日  | 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可 |
| 平成 | 27年 | 8月  | 19日 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可 |
| 令和 | 元年  | 7月  | 10日 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届  |
| 令和 | 2年  | 4月  | 27日 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届  |

### 5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

なし

## ( 裏 面 )

### 1. 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

#### 汚 泥

水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を含む。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1・4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

#### 廃 油

揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1・4-ジオキサンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

#### 廃 酸

水素イオン濃度指数2.0以下のもの、及び水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を含む。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、セレン又はその化合物、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1・4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

#### 廃アルカリ

水素イオン濃度指数12.5以上のもの、及び水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を含む。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、セレン又はその化合物、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1・4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

#### 鉍さい

水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を含む。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

#### ばいじん

水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を含む。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

#### 燃え殻

カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

#### 感染性産業廃棄物

#### 廃石綿等

(以上9種類。)

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所

- |         |                                |
|---------|--------------------------------|
| (1) 所在地 | : 大分市豊海五丁目1994番地143 (医療廃棄物倉庫)  |
| 面積      | : 15.0 m <sup>2</sup>          |
| 種類      | : 感染性産業廃棄物、汚泥、ばいじん、鉍さい、燃え殻     |
| (2) 所在地 | : 大分市豊海五丁目1994番地143 (酸貯蔵庫)     |
| 面積      | : 4.5 m <sup>2</sup>           |
| 種類      | : 廃酸、廃アルカリ                     |
| (3) 所在地 | : 大分市豊海五丁目1994番地143 (油貯蔵庫)     |
| 面積      | : 4.5 m <sup>2</sup>           |
| 種類      | : 廃油                           |
| (4) 所在地 | : 大分市豊海五丁目1994番地143 (感染性廃棄物倉庫) |
| 面積      | : 15.0 m <sup>2</sup>          |
| 種類      | : 感染性産業廃棄物、廃石綿等                |